

●香川県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年12月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
平成21年10月1日	かしむら病院デイケアセンター 木田郡三木町大字池戸2766番地	医療法人春風会 榎村病院 木田郡三木町大字平木56番地7	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
平成21年10月1日	春風介護支援事業所 木田郡三木町大字平木56番地7	医療法人春風会 榎村病院 木田郡三木町大字平木56番地7	居宅介護支援
平成21年11月1日	特別養護老人ホーム 華 デイサービス 丸亀市綾歌町栗熊西224番地2	社会福祉法人 あやうた福祉会 丸亀市綾歌町栗熊西224番地2	介護予防通所介護